急激な少子化進行のもと、保育、学童保育及ひ子育て支援施策の整	恒単独世帯の	題とな
A. C. C. C. Martino A. C.	一世帯が百万円未満である。また、百万円から二百万円未満は二七・	そうした中、現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材
爰予算の大畠曽頂を求める意見書	日万円未満が	は
	いても低年金の場合が少なく	事
保険業法の制度と運用を見直すこと。	住は改めて確認するまでもない。	た介護保険
二 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、	可りの生活を支える大きな柱で <u>も</u>	計画や介護報酬の見直しが行なわれてきた。二〇〇〇年四月にスター
一 健全に運営する自主的な共済を保険業法の適用除外にすること。	高齢者の中で、所得が公的年金だけしかない世帯は約六〇%にも上	介護保険サービスを円滑に提供するため、三年ごとに介護保険事業
反してくることから、保険業法の適用除外の実現を強く求めます。	暮らせる金 金の 男母を 対め る意見 言	1911のグ語サート この研究を対象 そ意見書
構成員に多大な損失を与えることになり消費者保護の本来の目的にも	事うさる再会の尾見を使める意見書	安全の下華ナービスの産業を持める意見書
政府、金融庁が自主共済に干渉し、規制をすることは、その団体と	せ、派遣労働者の保護を図ること。	制定すること。
ながる恐れもある。	の原則禁止等を盛り込んだ派遣法改正案を早期に成立さ	禁止や製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を
めさせ、自主共済の助け合い制度を破壊し、団体の自治への干渉につ	定割増賃金率の引き上げやサービス残業の取締強化を図ること。	五 不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売
付けに加え、収支の是正命令など組織と財政のあり方を営利目的に改		消費者庁を設置するための関連
としている。規制の内容は、莫大な資金を要する会社設立などの義務		四 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する
い場合の行政罰が明記され、自主共済を強制的に保険業法の規制対象	ば、 よって本市議会は、政府に対し、誰もが将来への希望を持って働く	監視、検査体制の強化・拡充を図ること。
保険とまったく異なるものである。今回の改正は、雇出や登録をしな		輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、
共済は、団体構成員の相互扶助に基づくものであり、利潤が目的の	一方、日雇い派遣は労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の	立で食品の流通を一層明確にすること。
	もなっている。	- P H
でも、三年後の見直しては保険業法の適用になるのではとの不安が広	い」ことに結ひついているとの指摘もあり、少子化を助長する一因と	作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・仮進で
今回の改正では「根拠法に基づく共済として適用除外とされた団体	。 健できない」 子ともを産めない」 女性の子育てへの賃担感が大き	
~ 1) に近に、 ビード・デデー 一定 「「」「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、	が変まや育児にかける時間は他の先進国と比較して最低レベルで一結	偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設ける
の互助会 医師や中小企業の共済なと 各団体の構成員か相互の助け	上の長時間労働(月八十時間を超える残業)をしている。また「男性」	
ひこりま、雪市のコームまのまちまだ、計目なり毒むしず目こりけた 初秀川県下にまいても改正伪防募涅により、矢的隆カい老やFTA	このそ子月分功(一二一子月二宮一」っきゃ)・ニュニュゥ。ここ、男生はると「子育て期にあたる三十代男性の彩四人に一人カ進六十時間以	ついてに 政府にまして 必の対策を請じられるよう強く要望する
申そ目長にころへにみ文三尺食を長ここ)、口勺茸バハ音ワントとそでは、ナオー夫伟の文象を封プしナナを直近の雪莧とて、ナ	こらこ、ニずこ月こらこら三二 沈寻主) 切切 へこ一へぎ 週マ一寺司人学 おませ 毘学僧 のお先 は 喫嬰の 記是の 一一で 一度 生学 個名の 実言 む	女子ニョッニ、 てつけぎょ毒シュル っこう 魚、 反星 …ってする
こであったが、見引り付象を広尺したたの前水の基態になった。	寺こ乏寺頃分動り印測ま契経り果題り一つで、享生分動省り集汁この翌年になって、	唐訂るべきである。 「「「「」」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「
を相手に詐欺的勧誘を行うマルチ共済を規制して肖貴者呆獲を図ること。	の整備である。	こを記点に省于黄昕的な肖費者行政を
存続の危機に追い込まれている。改正保険業法の趣旨は、不特定多数	今必要とされていることは、雇用確保とあわせてよりよい労働環境	
めの自主的な共済制度が保険業とみなされ、さまざまな規制を受け、		、はり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになって
平成十八年四月から改正保険業法が施行され、各団体の構成員のた		報告書(六月十三日)によれば、これまでの消費者事件を検証した結
	多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために	問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の
復名に運営する自主ま況に文し、 伊険第50 通月隊夕を习める	バブル経済崩壊以降我が国の雇用形態は大きく変化してきている。	また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者
合い 国家中心 ほうそうしせい	長時配学値や 日尾ジ道な と学値 お帯の む立を すめ そ 着身 書	さないためにも、猛省と改革を強く促したい。
四 障害基礎年金等の配偶者、子の加算制度を見直すこと。		り組みを進めているところであるが、今後、同様の事態を二度と起こ
見直しを行うこと。	雇	林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取
三 高齢者の就労を促進し所得向上に資するよう在職老齢年金制度の	に福祉・介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、	重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。現在、農水省では「農
追納期間の延長など無年金・低年金対策を拡充すること。	꼬	省が、その責任を果たさなかっただけでなく被害を拡大させた責任は
二 基礎年金の加算制度の創設や、受給資格期間の十年までの短縮、	ケ	きであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産
上げること。	=	異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべ
一 基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年四月から二分の一へ引き	柔軟な決定ができるよう配慮	特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて
行うよう強く要望するものである。	定については、保険料の所得	いる。
進めるべく、政府におかれては、次のことについて特段の取り組みを	がらないよう、国において特段の措置を行うこと。介護保険料の設	故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発して
「日本年金機構」のもと、より安心で信頼できる年金制度へと改革を	二 介護報酬の引き上げが、一号被保険者の保険料の引き上げにつな	``
革を踏まえ、「暮らせる年金」の実現を目指して、新たに創設される	の人の配置や処遇などに十分留意の上、適切な引き上げを図ること。	食の安全砕役」への取り 約み強化を求める意見書
将来の安心をより確固としたものにするため、二〇〇四年の年金改	地域における介護サービスが的確に実施できるよう、サービスごと	
かが課題となっている。	一介護報酬の改定に当たっては、介護事業の経営実態調査に基づき、	1
保護に比べて低い現行の老齢基礎年金の給付水準をどう見直していく	組みを行なうよう強く要望するものである。	制度を確立すること。合わせて手話通訳
今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、また、明らかに生活作品で、ロスロ写真ですれていて	を図るために、政府においては、次のことについて、それなど言作的作用です。本韓で新井丁・・	域 ? 活 -
能していない実態も省高されている。	して 長 幹 を 准 寺 し っ へ	章を十分におこなうこと。多動支援事業やコミュニケーション事業、 七 一市町村カ地域生活支援事業に積極的に取り継めるよう国の財政係
「この三 笠川三宮 5命目の亡日 二万二十二 豆豆二 5~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1	真真に最高がなぜない。 つなカる一方で「介護保険率の引き上けとなってハネ返ってくるため	î ſ.
けの防命合い育	っこ、っ一方でたを尽良せつ目とこでここで立ちていることであってい、き上げが望まれているが、報酬の引き上げは介護従事者の待遇改善に	(4面から続く)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•

機能不全に陥っている実態が明らかとなった。 る。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれず、 る。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれず、 ち都道府県百二十七億円)だったものが、平成十九年度には全国百八 いる。 国会において「保育、学童保育及び子育て支援施策の拡充と予算の大五回臨時国会以来、第百六十六回通常国会、さらに第百六十九回通常 している。 は、全国(都道府 した現行保育制度を基本に拡充する国家的な最低基準の底上げと財政として保育の維持向上を実現するため、国と地方自治体の責任を明記 の格差も生じかねないものである。 る市場原理に基づ 行あらしめるため 強化の方針を打ち出し、「消費者庁」設置などの政策を検討している 成十八年度には約 ており、その件数は、平成七年度に約二十七万件であったものが、平 どの被害も後を絶たない状況にある。 の後押しが必要不可欠である。 の競争により保育 のと言わざるを得 会議等で行われている保育制度改革論議は、直接契約及び直接補助方 幅増額を求める請願」が衆議院・参議院とも全会派一致で採択されて うな施策(措置) であること及び国 ても、強い権限をもった「消費者庁」を創設するとともに、これを実 が不可欠である。 が、真に消費者利 が次々と発生ない 息死事故や一連の 童保育及び子育て 式の導入並びに最低基準の廃止・引き下げ等、保育の責任を後退させ 政府は、消費者 これら消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられ また、こういった改革は、子供の福祉よりも効率が優先され、過度 しかし、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の平成七年度に 近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒 を政府等に求める意見書 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置 よって国におい の財政を措置すること。 業務及び機能等を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集 よって国に対し 以上のことから しかし、経済財 要な法制度を整備すること。 約体制を強化し 及びあっせん等 地方消費行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するため 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言 を講じるよう強く求めるものである。 -益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化 政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおい |県・政令指定都市・市区町村合計) で二百億円(う し顕在化した。さらに、多重債務、振り込め詐欺な 食品偽装表示事件など、多くの分野での消費者被害 ては、現行保育制度の堅持及び拡充並びに保育、学 く改革論であり、採択された請願内容と逆行するも 、国と地方のネットワークを構築することなど、必 百十万件に達し、約四倍に増大している。 支援予算の大幅な増額を求めるものである。 政諮問会議、地方分権改革推進委員会及び規制改革 により解決されるよう、消費生活センターの設置、 において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言 に地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要 ・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・ の地域格差拡大や家庭の経済状況による保育レベル 消費者主役の消費者行政を実現するため、 すべての自治体で保育施策の前進を図り、国全体 、次のよ

上に上り、待遇改善が強く求められている。そのために介護報酬の引

|世帯に一世帯は年間所得が百万円未満であり、五十万円未満という %である。特に高齢の女性単独世帯の所得の低さは際立っており、

備と拡充に対する国民の期待が高まっている。平成十八年の第百六十